

## 平成21年度 第1回 鳥取市生活交通会議(福祉有償運送分科会)

### 議 事 要 旨

1.日 時 : 平成21年4月21日(火)、10:00～11:30

2.場 所 : 鳥取市役所 本庁舎4階 第3会議室

3.出席者 :

分科会長	(学識経験者)	鳥取大学工学部社会開発システム工学科准教授	谷 本 圭 志
副分科会長	(鳥取市)	都市整備部長	田 中 政 幸
委 員	(住民・利用者代表)	福祉有償運送利用者	鹿 田 禮 子
	(NPO法人)	鳥取市社会福祉協議会事務局長	岡 本 洋 一
	(運送事業者)	日ノ丸自動車株式会社 取締役営業部長	中 村 芳 晴
		日本交通株式会社 バス営業部次長	中 嶋 敬 治
	(運送事業者団体)	鳥取県ハイヤータクシー協会東部支部長	橋 本 貞 治
	(運送事業者労組)	私鉄中国地方労働組合 日ノ丸自動車支部	村 上 恵
	(鳥取市)	福祉保健部長	森 本 勉
	(中国運輸局)	鳥取運輸支局	田 中 哲 志

事務局 : 鳥取市都市整備部交通対策室(中村、鈴木、網谷、遠藤)

4.次 第 : 1)開会

2)会長あいさつ

3)協議事項

(1)福祉有償運送の更新登録について (特定非営利法人 悠ゆうの郷)

5.議 事

1) 福祉有償運送の更新登録について

(悠ゆうの郷・事務局が概要、実績等について資料に沿って説明))

谷本分科会長 更新ということで特段大きな変更はない。大きな問題はないと思われるが、お気づきの点があればお願いしたい。

田中副分科会長 運転講習の終了証明(P27)がない方が1名おられるがどうしてか。

事務局 不備で添付できてないが、申請の時には添付する。全員が受けておられるとの報告を受けている。

田中副分科会長 事前に説明していただきたい。

また、保険について、更新はされると思うが万一、次回の登録までに1年間の保険契約が切れてしまったらどうなるのか。確約書をいただくということが必要と考える。

田中代理 国は確約書をいただくことまではしていない。このたび登録申請されるということは当然、また1年後には加入していただくということ。NPOさんの責任でやって

いただくことである。

田中副分科会長 失効してしまって更新されなかったらどうなるのか。任意保険が切れるようなことを容認するということになりはしないか。そのための会だと思う。NPOさんの責任だからいいということにはならないのではないかと。確約書等が必要ではないか。

田中代理 運営協議会の判断で確約書をとるかどうかは決めていただければいい。国としてはそこまで取ることはしていない

田中副分科会長 法手続き上はいらぬのか。

田中代理 いらぬ。あくまで(保険加入していただくのは登録するにあたっての)前提である。

田中副分科会長 任意保険が必須であるのであれば確約書を取るべきではないか。逆に保険が切れていれば登録が取り消されるということになるのではないかと。

田中代理 次回は3年後の登録になるわけだが、その間の確認を国はしていない。それが必要であれば運営協議会でチェックしていただければいい。

田中副分科会長 任意保険が必須かはどこかに書いてあるか。

事務局 道路運送法施行規則51条の3-12.に書いてある。

田中副分科会長 それでは、保険加入は必須であるのではないかと。本来、登録を受ける運輸支局がチェックするべきではないかと。加入漏れを防ぐために確約書をとるのが自然と考える。

中嶋委員 その問題は、車検や免許証切れ等も含め同じことが言えるのではないかと。バス会社ではすべて(免許証、保険加入等の確認)のことを内部でやっている。運輸支局の問題ではなく内部の問題として保険に限らずやっている。運送事業者の問題としてやればいいと考える。

田中副分科会長 登録事項が変更になった場合は変更登録を行っているのか。

事務局 行うことになっている。

田中副分科会長 その中に保険契約の更新に関するものはあるか。登録事項の変更は何が変更になった場合に変更更新登録をすることになるのか。

田中代理 団体の名称・住所・代表者、自家用有償旅客運送の種類(減らす場合)、路線または運送の区域(減少の場合)、事務所の名称・位置、事務所ごとの配布車両の数及びその種類ごとの数、運送しようとする旅客の範囲。

田中副分科会長 事業者さんに任せられていると考えるのが適当のようだ。きちんと事業者さんにやっていただいていることを前提に登録をしてもらうということになるのであれば必要ないのかも知れない。

- 橋本委員 タクシー業界では国家資をもっている運行管理者が管理しているので例えば、任意保険が切れて困ったということはない。経営者側からみると加入の有無も大事だが、保険の内容についても大切だと思う。
- 田中副分科会長 免許証や車検証と違い、保険は任意であるのでこの法令の中でしか担保できてないと思われる。運転免許証や車検とは措置のされ方が違う。そういう意味では、宣誓書・確約書みたいなものがあつたほうが良いと感じる。経営状態の悪化等で保険料が払えない等で長い更新期間の間に看過するようなこともあってはならない。
- 谷本分科会長 協議をおこなう指針があるわけだが、確約をとっておくのか、もっと広く解釈して運行管理の体制の中の一つとして行われるものとの判断するのかの選択になると思われる。
- 橋本委員 従来は、任意保険の条項までなかったと思う。やはり事故がおきたときの被害者へのケアの問題だと思う。そのような趣旨からするとある程度、文書にしておく必要があると感じる。
- 中嶋委員 事務局に保険の有効期限等を報告するようにしてはどうか。抜かりを防止するためにチェックするので良いのではないかと。
- 事務局 その権限はないと思われるしまた、作業量が多いのではないかと。
- 田中副分科会長 法的には事務局にそこまでさせることはできないのではないかと。
- 中嶋委員 漏れを防ぐためにやることとして考えている。
- 事務局 他の事業者さんからなぜ提出する必要があるかを尋ねられると思う。
- 森本委員 運営協議会で協議が調うとはどういうことか。
- 事務局 区域、対価等を記入して運営協議会で協議が調ったことを証する書類として交付して、事業者さんが運輸局に提出する。
- 森本委員 どこまでの権限が鳥取市の協議会にあるのか。他ではしていないことをやるとなると事業者さんからも疑問があると思う。
- 田中代理 運営協議会でどこまでやるのかということ。チェックの話のみと思われる。確約書をだしてもらう程度にするのか、チェックをされるのか、他の協議会と同様に当然のこととされるのか。
- 森本委員 他市の状況等教えていただければと思う。
- 田中代理 他市ではチェック、確約書までさせていない。
- 田中副分科会長 法的にいうと確約書をださせたりすることはできないと思う。手続き簡素化の趣旨に反する。運輸局さんでやっている以上のことを協議会でやることはできないと思

う。

岡本委員 保険措置の宣誓書の書類が添付されている。当然、事業を実施するにあたりモラルとしてその書類で十分であると思う。故意でなく忘れることがあってはならないが、その書類で大丈夫ではないか。認識をきちんと持ってもらうことしかできないと思う。

橋本委員 保険に入っても解約してしまう事例もないことはない。適切な指摘だと思う。

岡本委員 そのようなことに対する罰則規定はあるのか。

田中代理 法令を守っていただくことが前提での許可である。守られない場合は処分の対象である。

谷本分科会長 この会でどの程度まで協議すればいいのか。登録の話しであるので、権限がないのであればきちんと議事録をとって確認をとっておいたり、特記事項にかいておいたり、宣誓書をとっておくことが大事になる。手続き上、宣誓書を提出いただくのが適当と思われるがいかがか。

一 同 異議なし。

橋本委員 乗務者2名(P27)の方たちはいつ乗務されるのか

事務局 身体介護が必要な場合に乗務される。

橋本委員 要介護の方の場合か。

事務局 要介護者に限定はされない。身体障害の方の介助が必要な場合等もある。

橋本委員 乗務者の方への搭乗者障害保険も必要ではないか。介護者の方への保険も必要と考える。

事務局 搭乗者保険にも入られている。

鹿田委員 介護タクシーは助かるので続けてほしい。

福祉有償運送の条件で分からない例がある。会員であるのに、法令が変わったとのことで運送していただけていない方がいる。条件を教えてください。

事務局 会員登録をされているか。

鹿田委員 会員である。

事務局 福祉有償運送は誰でも受け入れるものではないが、この場では分かりかねる。個別の事例であり、条件がそれぞれ異なるので後ほど確認をさせてもらう。

谷本分科会長 大事な問題ではあるが、個別に相談していただければと思う。

岡本委員 利用料収入の報告があったが、経営が継続的にやっていけるのか。経費を減らそうと思えば保険料の減額等しかできないと思うが、NPOさんの対価として現

状で大丈夫か。見通しはいかがが。

悠ゆうの郷

対価においてはタクシー業界、運輸支局さんから資料を取り寄せて比較検討等をおこなったが、据え置きとした。利用者への説明ができる運賃で100円とした。料金を上げると一定距離になるとタクシー運賃より高くなる場合がある。利用者からは喜んでいただいているが、料金の値上げについても複雑な問題もある。頼まれたらやるという気持ちもありやっている。利用者数も増えてきている。市からも支援をいただいてもいる。何とかやっていきたいという経営感覚でやっていきたいと思っている。

谷本分科会長

福祉有償運送の更新登録について本協議会で合意してよろしいか。

一 同

異議なし。

谷本分科会長

これにて、福祉有償運送分科会を終了する。